

大規模災害時における相互応援に関する協定書

岩手県雫石町、秋田県仙北市、茨城県小美玉市、山形県新庄市及び茨城県高萩市の5市町（以下「戸沢公関係5市町」という。）は、戸沢サミット開催にあわせ、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、戸沢公関係5市町の市町域で大規模災害が発生した場合に、相互に応援することに関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）避難が必要な被災者の受け入れ
- （6）被災者が必要とする情報の代行発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要があると戸沢公関係5市町が認めたもの

（応援要請の担当部署）

第3条 戸沢公関係5市町は、あらかじめ応援に関する事項の連絡・調整を円滑に行うための担当部署を次のとおり定めるものとする。

- （1）この協定に関する担当部署連絡責任者は、別に定める担当部署責任者連絡票（様式第1号）のとおりとする。
- （2）本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交代時に連絡責任者職名及び連絡先の電話番号等を確認するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及びその経路
- （3）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- （4）必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- （5）必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- （6）その他応援を必要とする事項

（自主的応援）

第5条 戸沢公関係5市町は、協定の相手方に災害が発生し応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに自主的に応援することができる。

- 2 前項に規定する自主的応援の内容は、第2条第1号から第5号までに定める内容のうち、応援を行う市町が必要と認めるものとする。
- 3 自主的に応援を開始した後に前条に規定する応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該応援要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費 応援を行う市町の負担
 - （2）前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市町の負担
- 2 応援を行った市町は、応援を受けた市町が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町から申し出があった場合は、一時その費用を立替支弁するものとする。

（情報の交換）

第7条 戸沢公関係5市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要に応じ情報交換を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、戸沢公関係5市町が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月26日

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

雫石町長

課谷政光



秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

仙北市長

阿部興治



茨城県小美玉市竪倉835

小美玉市長

島田 穰



山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市長

山尾順紀



茨城県高萩市本町1丁目100番地の1

高萩市長

草間 志夫

